

審査の概要

SCサテライト放送株式会社等申請のあった5者(5番組)については、申請後に2者(2番組)が申請を取り下げたことから、3者(3番組)について審査を行ったところ、すべての申請者が、別添のとおり、

- ① 放送法(昭和25年法律第132号)第93条第1項
- ② 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準(令和2年総務省令第9号)第3条
- ③ 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第8条
- ④ 基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2
- ⑤ 放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)第6条及び別紙2

の各規定に適合するものと認められたことから、当該3者(3番組)を認定することとした。

(別添)

審査基準	結果	
1 基幹放送局設備の確保可能性 【放送法第93条第1項第1号】 【放送法関係審査基準第6条(1)】	適	いずれの申請についても、基幹放送局提供事業者である株式会社放送衛星システムが提供する基幹放送局設備を利用することを予定しており、当該設備の使用に向けた調整が行われていること等から、衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であると認められる。 また、申請者が希望する周波数は、衛星基幹放送の業務の用に供されていない周波数となることが見込まれる周波数であることから、周波数の使用が可能であり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できるものと認められる。
2 業務を維持するに足りる経理的基礎 【放送法第93条第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(2)】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
(1) 事業開始までの所要資金の見通し 【放送法関係審査基準第6条(2)ア】	適	いずれの申請についても、事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が適正なものであることから、適合していると認められる。
(2) 事業開始後の継続性 【放送法関係審査基準第6条(2)イ】	適	いずれの申請についても、事業収支見積りについては、各年度ごとの費用が適正に算出されており、収入についても合理的な予測を基に算出されているものと認められる。また、事業収支について、継続的な運営するための資金計画に妥当性があると認められる。
3 業務を維持するに足りる技術的能力 【放送法第93条第1項第2号】 【放送法関係審査基準第6条(3)】	適	下記のとおり、適合しているものと認められる。
(1) 設備維持業務を確実に実施するための体制整備 【放送法関係審査基準第6条(3)ア】	適	いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務に用いる電気通信設備が、法令に定められた技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務を確実に実

		施するため、適正に要員を配置し、また、緊急時の連絡体制を整備していることから、適合しているものと認められる。
	(2) 設備維持業務従事者の実施能力 【放送法関係審査基準第6条(3)イ】	適 いずれの申請についても、設備維持業務に従事する者を実務経験及び事業実績等からみて当該業務を行うために必要な能力を有する者のうちから選任していることから、適合しているものと認められる。
4	業務に用いられる電気通信設備の技術基準への適合性 【放送法第93条第1項第3号】 【放送法関係審査基準第6条(4)】	適 下記のとおり、適合しているものと認められる。
	(1) 設備の破壊又は故障に対する措置 【放送法関係審査基準第6条(4)ア】	適 いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務に用いる電気通信設備の破壊又は故障に対する措置について、法令に基づき適切な対策を講じていることから、適合しているものと認められる。
	(2) 衛星基幹放送の品質に対する措置 【放送法関係審査基準第6条(4)イ】	適 いずれの申請についても、衛星基幹放送の送信方式について、法令に適合する適正なものとしていることから、適合しているものと認められる。
5	周波数使用基準への適合性 【放送法第93条第1項第4号】 【衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準第3条】 【放送法関係審査基準第6条(5)】	適 いずれの申請についても、使用するスロット数を40スロットとしており、衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和2年総務省令第9号）に規定する要件を満たしていることから、適合しているものと認められる。
6	表現の自由享有基準への適合性 【放送法第93条第1項第5号】 【基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令第8条】 【放送法関係審査基準第6条(6)】	適 いずれの申請についても、放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項第5号及び基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）に規定する要件を満たしており、適合しているものと認められる。
7	基幹放送普及計画、普及及び健全な発達への適合性 【放送法第93条第1項第6号】	適 下記のとおり、適合しているものと認められる。
	(1) 「基幹放送普及計画」への適合性	適 下記のとおり、適合しているものと認められる。

【基幹放送普及計画第2】		られる。
ア 番組調和原則への適合性（総合放送の場合） 【基幹放送普及計画 第2「1(1)」】	適	総合放送を行うこととしている申請については、教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組のそれぞれを放送することとしていることから、放送番組の相互の間の調和を保つものと認められる。
イ 教育番組の編集及び放送の条件への適合性 【基幹放送普及計画 第2「1(2)」】 【放送法関係審査基準別紙2「9」】	適	教育番組の編集及び放送を行うこととしている申請については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにすることとしており、また、その放送の計画及び内容を予め公衆が知ることが出来るようにすることとしていることから、適合しているものと認められる。なお、学校向けの教育番組の放送は行わないこととしている。
ウ 災害に関する放送の実施 【基幹放送普及計画 第2「1(3)」】	適	いずれの申請についても、災害に関する放送を実施する体制を確保しており、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送を実施することとしていることから、適合しているものと認められる。
エ 学校教育を妨げる広告の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(4)」】	一	いずれの申請についても、学校向けの教育番組の放送を行うものではないことから、審査を要しない。
オ 独占供給協定の締結の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(5)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「12」】	適	いずれの申請についても、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結しないこととしていることから、適合しているものと認められる。
カ 放送対象地域に向けた放送番組の制作 【基幹放送普及計画 第2「1(6)」】	一	いずれの申請についても、申請者が認定放送持株会社の関係会社である基幹放送事業者ではないことから、審査を要しない。
キ 放送対象地域の住民の参画 【基幹放送普及計画 第2「1(7)」】	一	いずれの申請についても、申請者が地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者ではないことから、審査を要しない。

<p>(2) 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標の充足 【基幹放送普及計画 第2-2】</p>	適	<p>いずれの申請についても、放送対象地域を全国としており、また、基幹放送の業務の認定を受けることについて、基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）に規定する、民間基幹放送事業者の衛星基幹放送に係る放送系により放送をすることの出来る放送番組の数の目標を充足することから、適合しているものと認められる。</p>
<p>(3) 「放送法関係審査基準 別紙2」の基準への適合性 【放送法関係審査基準第6条(7)】</p>	適	<p>下記のとおり、適合しているものと認められる。</p>
<p>ア 事業計画の実施確実性 【放送法関係審査基準 別紙2「1」】</p>	適	<p>いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務を行う体制、経理的基礎、技術的能力等を有しているものと判断できることから、申請に係る衛星基幹放送業務を実施することが確実であると認められる。</p>
<p>イ 放送番組の編集における各項目への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「2」】</p>	適	<p>いずれの申請についても、放送番組の編集の基準において、放送法関係審査基準別紙2「2(1)～(4)」のそれぞれに適合するように放送番組の編集を行うことを規定していることから、適合しているものと認められる。なお、成人向け番組の放送は行わないこととしている。</p>
<p>ウ 教育的効果を目的とする放送を専ら行う者の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「3」】</p>	一	<p>いずれの申請についても、教育的効果を目的とする放送を専ら行うものではないことから、審査を要しない。</p>
<p>エ 臨時放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「4」】</p>	一	<p>いずれの申請についても、臨時放送を行うものではないことから、審査を要しない。</p>
<p>オ 視聴覚障害者向けの放送の実施 【放送法関係審査基準 別紙2「5」】</p>	適	<p>いずれの申請についても、テレビジョン放送を行うに当たり、視聴覚障害者向けの放送として字幕放送及び解説放送を行うこととしていることから、適合しているものと認められる。</p>
<p>カ 放送番組の編集の基準の策定及び基準に従った放送の実施 【放送法関係審査基準 別紙2「6」】</p>	適	<p>いずれの申請についても、放送番組の種類及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定めており、かつ、そ</p>

		の基準に従って放送番組の編集及び放送を行うこととしていることから、適合しているものと認められる。
キ 放送番組の編集の基準の公表 【放送法関係審査基準 別紙2「7」】	適	いずれの申請についても、放送番組の編集の基準について、法令に基づき適切に公表することとしていることから、適合しているものと認められる。
ク 番組審議機関の設置 【放送法関係審査基準 別紙2「8」】	適	いずれの申請についても、放送番組審議機関を設置しているか、設置することとしていることから、適合しているものと認められる。
<再掲>ケ 教育番組の編集及び放送の条件への適合性 【基幹放送普及計画 第2「1(2)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「9」】	適	上記7(1)イに記載のとおり、教育番組の編集及び放送を行うこととしている申請については適合しているものと認められる。
<再掲>コ 学校教育を妨げる広告の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(4)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「10」】	一	いずれの申請についても、上記7(1)エに記載のとおり、審査を要しない。
サ 毎日放送義務への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「11」】	適	いずれの申請についても、衛星基幹放送の業務について、毎日放送を行うこととしていることから、適合しているものと認められる。
<再掲>シ 独占供給協定の締結の禁止 【基幹放送普及計画 第2「1(5)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「12」】	適	いずれの申請についても、上記7(1)オに記載のとおり、適合しているものと認められる。
ス 内外放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「13」】	一	いずれの申請についても、内外放送を行うものではないことから、審査を要しない。
<再掲>セ 災害に関する放送の実施 【基幹放送普及計画 第2「1(3)」】 【放送法関係審査基準 別紙2「14」】	適	いずれの申請についても、上記7(1)ウに記載のとおり、適合しているものと認められる。
ソ 補完放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「15」】	一	いずれの申請についても、補完放送であって、テレビジョン放送の映像を伴うもの以外のものの放送を行うものではないことから、審査を要しない。

<p>タ 個人情報の保護体制の整備 【放送法関係審査基準 別紙2「16」】</p>	<p>適</p>	<p>いずれの申請についても、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインを遵守するための体制を確保していることから、適合しているものと認められる。</p>
<p>チ 有料放送の契約に関する体制整備 【放送法関係審査基準 別紙2「17」】</p>	<p>適</p>	<p>有料放送を行うこととしている申請については、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制を整備することとしていることから、適合するものと認められる。</p>
<p>ツ 試験放送の業務を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「18」】</p>	<p>一</p>	<p>いずれの申請についても、試験放送を行うものではないことから、審査を要しない。</p>
<p>テ マルチメディア放送による移動受信地上基幹放送を行う場合の条件への適合性 【放送法関係審査基準 別紙2「19」】</p>	<p>一</p>	<p>いずれの申請についても、マルチメディア放送による移動受信地上基幹放送を行うものではないことから、審査を要しない。</p>
<p>8 欠格事由への非該当性 【放送法第93条第1項第7号】 【放送法関係審査基準第6条(8)】</p>	<p>適</p>	<p>下記のとおり、適合しているものと認められる。</p>
<p>(1) 国籍等に係る欠格事由 【放送法第93条第1項第7号イ、ロ、ハ、ニ】</p>	<p>適</p>	<p>申請者が設立済みの法人である申請については、日本国の法人として設立登記されており、その特定役員が日本の国籍を有すること等から、該当しない者と認められる。</p> <p>申請者が設立中の法人である申請については、日本国の法人として設立登記予定であり、就任予定の特定役員が日本の国籍を有していることから、該当しないものと認められる。</p>
<p>(2) 放送法又は電波法による処罰経歴等の有無 【放送法第93条第1項第7号ヘ、ト、</p>	<p>適</p>	<p>いずれの申請についても、申請者及びその役員について、放送法又は電波法による処罰経歴等はないことから、該当しないも</p>

チ、リ、ヌ、ル】	のと認められる。
----------	----------